

令和4年度

京都市予算編成に対する要望書

令和3年11月

日本維新の会京都市会議員団

日本維新の会京都市会議員団

宇佐美 賢一

久保田 正紀

こうち 大輔

菅谷 浩平

令和3年11月5日

京都市長  
門川 大作 様

日本維新の会京都市会議員団  
団長 こうち 大輔

#### 令和4年度 京都市予算編成に対する要望

令和4年度予算要望を提出するにあたり、この間、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々のご遺族、関係者の皆さまに対し、謹んで哀悼の意を表しますとともに、療養中の皆さまに対し心よりお見舞い申し上げます。また、医療従事者や介護従事者、保育・教育現場などで感染防止等にご尽力頂いている全ての皆さまに対し、敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

我々、日本維新の会京都市会議員団としましても、京都市でできることはもちろんのこと、国会議員ともさらなる連携をし、医療・経済等におきまして市民の皆さまのお役に立てるよう、より一層努めてまいりますこととお誓い致します。

現在京都市は、コロナ禍と財政危機の「2つの危機」に直面しているとは門川市長のお言葉ですが、財政の危機を解決することこそが、結果的にコロナ禍の危機をも克服していくものであります。ご承知の通り、財政が健全で財政調整基金にも余裕があれば、京都市独自の財源によって、市民・事業者等へのさらなる支援が可能になるからです。財政の立て直しは、危機への備えであることを念頭に、これまでも我々は、行財政改革を常に訴えて参りました。

また一方で、行財政改革は、単にコストカットをするだけではなく、改革によって生みだされた財源を、これからの時代や成長に合わせた教育・福祉・産業に投資していくためのものです。

この両面を達成するために、我々日本維新の会京都市会議員団は、予算要望を行う際、単に各局各事業の予算要望に留まらず、住んでいる人達のことをできる限り思い描き、そして、京都市という町をどのような町にしていくのかという意思を持ったものにできるように努めて参りました。これまでも重点要望はさせて頂いておりますが、単に数字合わせではなく、また市民の方々に対して「意思のない」ものにならないように、「意思のある要望」となるように心がけております。

最後に、いずれにしても「身を切る改革」が前提であることを重ねて申し上げ、京都市を立て直すために一つでも多く取り入れて頂きますように要望致します。

## 重点要望

1. 安易な借金や国と地方の押し付け合いは納税者への責任転嫁であり、将来世代への負担先送りである。また、財政再建の遅れから今回のコロナ禍で、機動的な財政出動が行えていないことは痛恨の極みである。民間給与水準との均衡のみならず、毎年の市の実質の赤字財政やコロナ禍による税収減の見通しを踏まえ、役所のトップから順に報酬をカットし、もって市税の半分を占める公務員人件費全体の削減を行うこと。また急場しのぎのため常態化する会計間の資金融通や基金の目的外利用などを禁じ、コロナ時のような緊急事態に備えた財政確保の義務化などの独自基準の制定を含む将来世代に負担を先送りしない財政運営を明記した財政規律条例を制定すること。さらに文化・観光にかかる事業に多額の税金が投じられており市民の重たい負担となっている。今後は、急増する福祉経費に加え、古都の保存と都市の発展について必要となる予算確保のため、抜本的な負担のあり方を見直すとともに新税議論から逃げないこと。とりわけ下記については速やかに検討を進めること。
  - ・観光寺院の拝観客への負担のあり方、新税の検討
  - ・巨額のゴミ袋代の市民負担軽減
  - ・効果が図り難いイベントへの補助事業
  - ・国際マンガミュージアムなど特定事業者への市有財産貸付料の減免
  
2. 京都府・市では未だに多くの「二重行政」を抱え、そこへ国の出先機関

も加わる「多重行政」となっており、意思決定の迅速化と職員人件費など大幅な経費節減を阻んでいる。また今回のコロナ対策事業をみても府市類似の事業が行われるなど市民に戸惑いを与えた。そのため根本的な二重行政の解消を目指し、環境や産業・観光など各政策やインフラ維持管理など類似事業の統合・広域化を図ること。また民間サービスに比べ遅れに遅れを取る行政窓口の整理・統合は速やかに着手すること。知事と市長の懇談のみならず速やかに府・市両議会の議員が加わる専門機関を常設し議論を進めること。

- ・京都市内の高校
- ・公園整備
- ・河川管理・公営住宅
- ・各種窓口の他，中小企業支援，新産業創出，伝統産業活性化，農業振興
- ・京都府東京事務所と京都市東京事務所
- ・上下水道事業
- ・役所に出向かないで手続きができる，情報がスムーズに受け取れるデジタルトランスフォーメーションの推進

3. 歴史を単に消費せず，悪弊や慣習を改め，まずは規律ある経営をもって市民と将来世代に責任を果たすこと。そのうえで大阪・関西万博を契機とし，歴史・文化・観光都市の枠を超え，市民が培ってきた衣食住や医療など各分野の先端技術を世界に発信し人類の希望を示す真の世界都市を目指すこと。わが国の維持発展のため将来にふさわしい京都の位置づけを明確にすること。そのためにまずは「副首都構想」と文化庁の全面的京都移転を目指し，さらに関西広域連合では，個別分野の自治体連携など消極的な活動にとどまることなく政府機能の分散化や道州制を含めた統治機構改革など議論を行うこと。また京都の実情とこれからの時代に合った，大都市制度のあり方を具体的に研究すること。

4. 「いのち輝く・未来社会のデザイン」をテーマに2025年大阪・関

西万博はいまなお世界中でテロ・紛争・貧困・病気・差別に苦しむ人々、また現在コロナ禍で苦しむ人々に、京都が様々な困難に立ち向かい培ってきた歴史・文化力・テクノロジー・医療技術で人類の希望を示す好機である。

また開催期間の一過性の効果にとどまらず、この万博を交通網はじめインフラ整備など京都を含む関西全体の持続可能な発展と東京一極集中の打開に繋げるべきである。

については、すみやかにオール京都の取り組み体制を構築し、必要な予算措置を講じるとともに、サテライト事業の検討にあたっては、文化庁移転、京都駅東部・東南部エリアの開発等の計画との融合を図ること。

5. 区への予算配分は一律人口割りと画一的であるうえ、区長権限が乏しく効率的かつ個性あるまちづくりは不可能である。権限と予算を強化した総合区制度の導入と、人口規模に極端に差がある現状を踏まえ分区分区や合区を併せて検討すること。また、その過程において、今回のコロナ禍および、近年相次ぐ災害への対応や、自治会疲弊への対策は急務であり、区長の任期や、当該区在住者配属など職員配置の見直しについては速やかに行い、もって特色あるまちづくりの実現に資する体制を構築すること。市政協力委員の市民しんぶん配布等負担軽減に向け役所側での各種団体事業の整理を行うこと。
6. 教育は将来の京都、国づくりの基本であり、誰もが等しく教育の機会を受けられることができると言われつつ、京都においても実態はともなっていない。また、コロナ禍で教育を受ける権利の保証がクローズアップされている。家庭や経済事情に関わらず、真の教育機会確保の実現のため予算確保とあらゆる措置を講じること。まずは貧困家庭と学習度に関する調査研究をもとに、学校を用いた塾が実施する講習会、学校における外部（塾）講師の活用や塾代助成などを含めた「校・塾連携」を検討すること。また、GIGAスクールにおいては、民間のシステム、コンテンツを活用し一人一人を伸ばす教育を検討すること。
7. 【改訂】子どもの健全な育成についてより責任を果たすため、子ども

医療費支給制度の償還払い制度の改善と、さらなる拡充に全力をあげること。また全国では全員制給食のみならず朝給食さえ実施される自治体もあるなか、本市のとりわけ中学校における選択制給食は、核家族化や経済事情など社会の変化に追いついていない。中学校給食について、栄養バランスの取れた温かい中学校全員制給食の一日も早い市内全域への導入に向けて取り組むこと。

8. 【改訂】子どもの深刻ないじめや虐待について、子ども食堂設置やSNSの活用など、子どもを取り巻くいじめや虐待などSOSの早期発見につながる拠点・体制整備にさらなる警察との連携も含め、一層取り組むこと。

痛ましい虐待等により親をなくした児童は特に家庭的擁護が必要であるが、本市の里親委託はじめ家庭的養護の実施は約1割と、全国都道府県および市区町村と比較しても遅れており、とりわけ乳児については原則、家庭的養護とし、今後一層、里親委託はじめファミリーホームの設置に必要な措置や支援を行うこと。

また、里親やファミリーホームの児童と児童養護施設入所児童の格差が生じさせないように制度の整備を急ぐこと。

## < 環 境 政 策 局 >

9. これまでの再生可能エネルギーおよび省エネ対策事業については、費用対効果の検証に基づき整理と拡大を図ること。とりわけBDF及び木質ペレット普及事業については見直しを視野に入れること。
10. 【改訂】2050年CO2排出正味ゼロを目指して従来の枠にとられない意欲的な計画を策定すること。特に、市民が誰でも取り組める方法として、CO2フリーの電力・燃料の供給に産学官、他自治体連携のもと本市として、積極的な役割を果たすこと。新たに示された2030年度目標である2013年度比排出量46%削減に向けて、全所属・全職員が自分事として捉えるべく全庁横断の執行体制をつくり、取り組むこと。また市民、事業者に“伝わる情報発信”を意識して、積極的に地球温暖化対策の意識向上の情報発信に取り組むこと。
11. 自立継続的なゴミ処理体制の維持と環境保全対策を目指し、市民の多大な協力のもとで実施されている「新・京都市ごみ半減プラン」の着実な推進を行うこと。また、レジ袋の有料化をきっかけとしたペットボトルを始めとする使い捨てプラの排出抑制策等を検討のこと。有料化財源の用途については、目的外利用の是非を含めこれまでの事業をよく精査し、とりわけ目標達成時においてはゴミ袋の割引を含め市民還元策を検討すること。
12. 焼却灰溶融施設整備事業についてこれ以上の社会的損失を抑えつつ、民間提案を募集する等を含め設備の処分をすること。また、東部山間埋立地やフェニックスを含めた最終処分場の長期的な活用計画を市民に明らかにすること。
13. 家庭ごみ収集業務は直営と民間委託で実施されているが、この二つの方法それぞれの市民評価を含めた分かりやすい事業評価を改めて実施すること。
14. 2050年CO2排出正味ゼロに向け、本市が整備を実施する全ての計



画についてはZEBはもちろん最先端の環境技術を検討すること。また、近隣の商業施設などとの一体的な検討も行うこと。さらに地下鉄を含む本市電力需要について、本市ゴミ発電からの給電を含め率先実行すべく具体的な計画をまとめること。

15. **【改訂】** 生ごみの減量，バイオガス化について引き続き検討すること。  
さらに，地域特性を生かしつつ生ごみの分別回収と再資源化の検討をすること。
16. 市内のプラスチック類リサイクルの実態把握の為，スーパー等事業者の自主的分別リサイクルを含む実態調査を行うこと。
17. ゴミのポイ捨てを抑制する，実行力のある条例の運用，または改正を検討すること。
18. **【改訂】** 市民が分別して出しやすい取り組みのさらなる推進を図ること。
  - ・「燃やすごみ」から「分別できない一般ごみ」等への名称変更
  - ・移動式回収のさらなる推進
  - ・ビニール袋へ入れることを認める等雑がみの回収場所への出し方の見直し
  - ・プラスチックリサイクルの本格導入に向けた体制整備。
19. **【改訂】** ごみ減量・リサイクルの具体的な方法を含む学校における環境学習のさらなる推進を図ること。環境学習については、『さすてな京都』に集約しつつ，さらなる有効活用をすること。

## < 行 財 政 局 >

20. 【改訂】担税力のあるところから順に負担の分かち合いを求めること。市長や議員をはじめとする公務員等コロナ禍で収入の影響が少ない世帯に分かち合いを求めること。また、空き家所有者等への課税強化や幅広い新税議論を進めること。  
一方で、業務執行体制の見直しや事業実施の工夫をしっかりと行い、安易に低所得世帯の課税減免の見直しや市民負担増だけが先行しないようにすること。
21. 【改訂】行政改革・組織改革は聖域なく行うこと。民間で行った方が効率的・効果的なものについては民間活力を活かすこと。また、業務の棚卸しと整理・整頓による経費見直しの実行力を高めるために各局だけの検討にとどまらず、第三者が審査する機関を設置すること。また、改革実施後の効果検証についても客観的な視点で全庁横断的に行い、市民へ結果を公表すること。
22. 有能な人材の積極的な登用を行うこと。複雑化・高度化した技術社会では、もはや公務員だけでは対応できない業務があるとの認識を持ち、外部人材の公募・登用を進めること。
23. 【改訂】職責毎の給与差を明確にし、能力や成果に応じた昇給・昇格制度は最低評価となった職員がいないなど現状の形だけのものではなく実効性のあるものに見直すこと。また、怠慢・不祥事については分限免職を含めた毅然とした対応を行うことなどを盛り込んだ職員基本条例の制定を目指すこと。また、民間経験者の採用枠や現在消極的な民間企業との人事交流を増やし、いま以上に幅広い知見を採り入れ、役所組織の活性化を図り、民間では既に廃れているような慣例があれば無くしていくように努めること。
24. 精神・知的障がい者の新規採用に引き続き全庁で取り組みつつ、採用後の職場環境の抜本的改革を行い、働き続けられる環境を実現すること。そして全市にわたる真の自立支援につながる雇用確保を促すこと。
25. 人事委員会や選挙管理委員会など各種行政委員会について、報酬の日当

制を含め委員の選出方法など運営の検討を行うこと。また、業務について摘録のインターネット公開を含め、公表を随時実施するなど、透明化を図ること。

26. 本来の職務を離れたヤミ専従や違法な政治活動、また人事介入や規則違反は言語道断であり、市施設の組合利用については、政治的中立性を配慮し検討すること。
27. 【改訂】行財政改革計画で策定された内容を着実に実施することはもちろん、単年度の一般会計収支不足については特別の財源対策などに頼らず、計画を前倒しして解消を目指すこと。
28. 【改訂】指定管理者制度の運用状況について、制度の目的通り民間ノウハウを活かした良質なサービス提供と費用低減が達成されているかについて利用者からアンケートをとる等の検証を行うこと。また今後の指定管理者の選定の際には経済性の加点を増やすこと。また、市内中小企業等であることの加点については局ごとに異なる現状を見直し、選定の客観的公平性を高めること。さらに随意契約について、契約の適否や契約内容の妥当性について厳格なチェックを引き続き行うとともに、業務全体について、行政サービス改革法や市場化テストを活用するなど民営化・民間委託化を加速し、これまで以上にサービス向上とコスト削減に努めること。また、客観的評価を行う第三者機関の設置を行うこと。
29. 【改訂】宿泊税の活用にあたっては、次の用途を重視すること。
  - 1) 交通が不便な観光地への交通利便性向上
  - 2) ロームシアター京都、美術館、国際マンガミュージアムなど観光客も対象にした施設の運営費
  - 3) 嵐山花灯路や京の七夕、京都国際マンガアニメフェアなど観光客も対象とした事業費
  - 4) 民有地も含め古都保存法で維持が義務付けられている三山の山並み景観の保全
  - 5) 京都市の独自事業のみならず2025年大阪・関西万博をはじめとする他都市と連携した国際的なイベントの誘致活動及び事業費
  - 6) 文化庁と連携した文化発信・創造事業
  - 7) 観光客受け入れのために必要なコロナ対策事業費

30. 【改訂】市庁舎整備について、建物内の活用方法は業務と財政の効率化、市民の利便性を最優先し、十分に精査を行い、目的外使用は議会の同意を得ること。また、幅広く京都の技術・物品提供を募り、その対価として市庁舎内で広告宣伝を行うなど、市内事業者育成の一助とすること。

さらに、北庁舎の整備については財政状況を鑑み経費低減を改めて検討すること。また、完成した本庁舎については、地下通路を含め市民への解放など積極的に活用を行うこと。
31. 【改訂】遊休土地や遊休建屋については普通財産も含め貸付や売却など、局内の検討にとどまらず、全庁をあげてさらなる利活用に取り組むこと。また、その全ての遊休土地・建屋を分かりやすく公開のこと。
32. 京都市施設の愛称命名権「ネーミングライツ」について、われわれはこれを市民の負担軽減に繋がる優れた手法としつつも市民の財産であることから議決案件にするべきと考え議会による条例改正が行われた。

これらの趣旨を踏まえ、新たなネーミングライツの活用に至ったことは評価できる。市立芸大移転にかかる整備財源には一部を寄付で賄うとしているが、ネーミングライツの活用も行うなど、大型計画については今後もネーミングライツの活用を図ること。
33. 京都市の借地契約など賃貸借契約については、引き続き点検を行い、市民にとって不利益が生じないよう見直しを図ること。また、賃貸借契約一覧を取りまとめ毎年決算に合わせて公開すること。
34. 【改訂】避難所運営に関する責任の所在について、本市が一義的に責任を持つことを明確にお知らせし、地域団体が運営に不安を覚えないようにするとともに、官民の連携体制をさらに密接なものとする。また、プライバシー配慮についても、さらに踏み込んだ対策を検討すること。さらに、特に土砂災害については避難対象地域に限定した情報発信手法も検討すること。
35. ハンコレス化に代表される業務の見直しについて、速やかに実施すること。

36. 【新規】ふるさと納税について、新たに導入された電子感謝券も含め、特に中小企業・自営業者の参加も求めつつ一層の寄付拡大に努めること。また、例えば観光協会とも連携し共通拝観券を企画するなど観光客が訪れる寺社へも協力を求めること。

## < 総合企画局 >

37. 【改訂】各種審議会について、審議の回数や内容に対して得られる成果が十分なものであるのかをチェックし、引き続き整理見直しを行うこと。
38. マイナンバーを活用した利便性向上・業務効率化をさらに推進すること。また、マイナンバーカードの普及により業務効率化を図るため住民への各種手数料削減などによりマイナンバーカードの利用拡大を図ること。
39. 【改訂】市民しんぶんをはじめとする多種多様な広報紙や広報媒体が存在するが、広報担当の設置を行うなど情報過多に陥らず市民にとって真に必要な情報を届けるため、専門家の登用を含め横断的な広報戦略を立案すること。
  - ・市民しんぶん、区民だよりの統合を検討すること。
  - ・SNS特にLINEの活用を進めること。ワクチン接種券で京都市公式LINEアカウントを広報すること等で10万件を大きく超える登録者数増となったが、さらに各局と連携した登録者数増を目指すこと。また、一步進んで区民だよりなどへのLINEのセグメント配信を活用すること。
  - ・市民しんぶんの配布方法の時代に即した見直しを検討すること。
40. 市長への手紙は原則全面公開すること。また、パブリックコメントをはじめとする市民意見の募集や意見の活用状況を点検し、公開方法や募集期間、活用の仕組みなど改善を行うこと。
41. 京都市広報の戦略として京都出身の著名・有名人の協力関係を推進すること。
42. 【改訂】デジタル化の推進について、これまでの反省を活かし確実に実施すること。また、単なる業務のデジタル化ではなく、業務見直しのきっかけとし、各局任せにならず全局を横断した視点で業務量の低減・効率化を目指すこと。

43. 【改訂】姉妹都市交流化事業について、これまで以上に積極的に取り組み、教育委員会とも連携し教育現場などにおいてさらなる活用をすること。コロナ禍をきっかけと、交流のあり方についても市民協働のもと継続して検討を行うこと。
44. 【新規】大阪・関西万博が具体化している中、万博を地域活性化の起爆剤として各種計画との融合・万博の活用を積極的に行うこと。
45. 【新規】北陸新幹線については、国事業ではあるが、危機的な本市財政状況を十分に国へ伝え、市民への負担や環境影響を注視して議会へタイムリーに情報を報告するとともに、建設ありきではなく、慎重な判断を行うこと。
46. 【新規】ペーパーレス会議システムについて、さらに全庁的な取り組みにつなげること。
47. 【新規】レジリエンスシティの取り組みについて、SDGS との整合性や業務効率性も考慮しつつ、市民にも理解しやすい人員体制や取り組み手法とすること。

## < 文化市民局 >

48. 超高齢化社会の進展による独居もしくは高齢者のみの世帯が増加している現状を踏まえ、地域の法律専門家と協力のもと、高齢者の日常生活の中でいつでも気軽に相談できる安心消費・安心生活環境の確立を目指すこと。
49. 青少年活動センターの地域・学校との連携をさらに進め、若者が社会の一員としてともに生きる喜びを実感できるプログラムの充実を図ること。
50. 京都マラソンを契機とし、市体育施設の改善に加え、民間の知見を活かし都市公園および河川敷等について、トイレをはじめ必要設備の設置や走路状態のメンテナンス等ランニング環境の充実を推進すること。
51. 客引き行為について、指導による再発防止の取組みや、必要に応じた禁止区域の拡大の推進を行うこと。特に学生が違法な行為に及ばないように、実態調査とともに注意喚起の徹底を行うこと。
52. 京都府と京都市の観光施策を融合し、増加見込みの観光客に対応すること。府域におけるDMO、スポーツコミッション間の連携強化を図ること。
53. 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた文化芸術活動へのさらなる支援の在り方を検討のこと。また、その一環として東京や大阪で実施されている公園等オープンエアな環境でのパフォーマーの活動を支援する取り組みを検討すること。
54. 京都市京セラ美術館、ロームシアター京都については、市税投入ゼロの運営を目指すこと。
55. コロナによるオンライン需要が増加しており、文化会館を含む本市施設にWi-Fi環境を整備すること。



56. 民間活力を大胆に導入しつつオンライン申請の導入を基幹システムの標準化と切り分けて進めること。
57. 街中の公的喫煙場所の増設等，路上喫煙と屋内喫煙のスキマ喫煙の対策を検討すること。
58. 京都市文化財保存活用地域計画を契機に文化で働き文化で暮らせる持続した環境を目指すこと。

## < 産 業 観 光 局 >

59. 【改訂】伝統産業振興策について、府との責任と役割分担を明確にするための一元管理を目指し、真の振興と活性化を推進すること。また、他産業との公平性の観点を持って施策を展開すること。
60. 【改訂】関西の各都市がそれぞれの歴史・文化・都市構造などの特徴を活かした取組みを進めること。また拠点整備については、多額の経費を要する東京のPR館など従来一辺倒のあり方を見直し、関西国際空港内における京都の観光案内所の設置や、大阪湾岸に計画されるIR内への京都コンシェルジュ設置など、ウィズコロナ・アフターコロナでの観光のあり方、観光客数の回復も想定した対策を進めていくこと。
61. 市街地への出没が多発するシカ・イノシシの捕獲を着実に実施すること、また、有害鳥獣対策と森林環境保全への市民理解を進めるため、捕獲鳥獣のジビエ料理やドッグフード等の活用を検討すること。また、移動式解体処理設備の研究とその導入に対する補助制度の検討やドッグラン整備により有害鳥獣を遠ざけるなど新たな手法の調査検討を行うこと。
62. コロナで来日客が低迷している間に外国人観光客への、日本のマナーや慣習の周知策を京都府・京都市の連携及び周辺自治体との広域連携のもと再検討し、住民とのトラブル防止に努めるとともに、関西国際空港や民間旅客運輸事業者との連携も併せて検討すること。
63. これまでの就職氷河期世代への就職支援に加え、コロナ禍で影響を受ける大学生や若者、離職者が市内で就職がしやすい環境の整備に努めること。
64. スタートアップエコシステムにおけるグローバル拠点都市として京阪神地域が選定されたことを受け、京都として大学のまちの強みを活かした施策展開に寄与すること。

65. コロナ禍で経営が苦しい中小企業については支援がまだ行き届いていない分野・業界などに支援がなるべく行き届くよう、実態調査も継続的に行い、施策の検討を行うこと。

## < 保 健 福 祉 局 >

66. 【改訂】生活保護の不正受給根絶に向けた取り組みの徹底をおこなうこと。また、市による生活保護受給者の就労支援施策等に加え、現物支給に向けた国への要望を実施すること。
67. 【改訂】救護施設については建設地も含めゼロベースで計画を見直し、一日も早い施設開所に向け努力すること。
68. 【改訂】敬老乗車証制度は世代間や利用者間で不公平感が依然として残るものであり、その解消のためには不可欠な IC 化に向けた計画の策定を行うこと。
69. 殺処分ゼロに向けた動物愛護センターのさらなる充実や「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の具体的な運用体制や財源確保のため「ペット税（仮称）」の研究を行うこと。また、動物愛護施策の周知のために愛護センターへの学校社会見学の受け入れを拡大すること。またワクチン接種や避妊や去勢にかかる医療費など、多大な負担を伴う保護活動について、特にのら猫への避妊、去勢手術への補助制度を検討するなど、愛護家と一体となった取り組みを強化し速やかに「殺処分ゼロ」を達成すること。併せて無責任な飼い方を根絶するためのペットショップ店・ブリーダーへの規制を検討すること。犬の殺処分の一因となっている桂川河川敷に生息する野犬対策を関係機関とともに再強化すること。
70. 不妊・不育症に悩み治療を望む方の実情を把握し、先端医療機関が集積する環境を活かしつつ、少子化対策に資する独自の助成制度の開発と現行制度のさらなる周知に取り組むこと。
71. 【改訂】障がい者の歯科医療体制については、令和2年度末までに行われた調査結果を踏まえ、早急に改善を検討すること。

72. 飲食店における受動喫煙防止について、飲食店の対応状況把握に引き続き努めるとともに望まない受動喫煙防止の徹底をはかること。また、結果的に路上喫煙や法令の対象外の屋外私有地等での受動喫煙が増加しないよう局横断で必要な条例の制定・改正に加え公的な喫煙場所の新設を含め対策を検討すること。  
さらに、市民・観光客の不便が生じないように喫煙・禁煙の店舗情報の広報強化策を講じること。
73. 【改訂】マイナンバーカードの保険証としての利用がスタートしたが、その促進をはかるとともに、マイナンバー及びICT技術を活用し、乳児期から高齢に至るまで市民が自らの健康情報や検診の案内、結果を手軽に確認し、活用できる環境づくりを検討すること。また、がん検診、特定健康診査の受診率を高める取り組みにつなげること。
74. 北九州市のシルバー人材センターの取り組みを参考に身近な困りごとをお手伝いするワンコインサービスを検討のこと。
75. 国が定めるジェネリック医薬品の使用割合の目標値達成に向けてさらなる取り組みを図ること。

## < 子ども若者はぐくみ局 >

76. 【改訂】(教育・子若共通) 子育て・教育予算の安易な減額を行わないこと。また、隣接市町村や政令指定都市との政策差を市民目線でしっかりと把握し、その差を埋めるように努めること。
77. 隠れ待機児童の解消に向けた取り組みはもちろんであるが、少子化による定員割れの保育園の増加に対応した新しい考え方の運営補助を研究すること。
78. 児童館と小学校との距離と児童・保護者の満足度の関連性を調査し老朽児童館の改築などの際には設置場所について柔軟に検討を行うとともに、面積基準となる3室以外の面積が大きく異なる現状を把握し京都市ならではの新たな面積基準を検討すること。また、児童館未設置学区については、地域のニーズを的確に捉え児童館の新設を含め学童クラブ事業や地域子育て事業の充実・拡充を図ること。
79. 潜在保育士が積極的に働けるような施策、また新卒者が働きやすい環境整備を一層強化すること。
80. 各行政区に一施設を当面の目標とした、病児・病後児保育施設の充実を図ること。また、訪問型病児保育モデル事業の実施を検討すること。
81. 発達障がい児・者への支援を拡充すること。また、早期発見と相談体制の充実を図ること。
82. 障がい児保育支援のさらなる充実を図ること。また、障がい者への理解促進のための社会教育実施とハード面だけでなくソフト面でのサポート体制の充実を推進すること。
83. 【改訂】児童養護施設の退所者が安定した社会生活を続けることができるよう、退所後の進路の継続的な調査を引き続き実施するとともに、調査結果を踏まえた施策を充実させること。

## < 都 市 計 画 局 >

84. 【改訂】四條通地下通路の活用については絵や写真の展示には留まらせず，芸術家たちのパフォーマンス披露の場や，店舗に活用するなど創意工夫により地下通路の賑わい創出を図ること。
85. 【改訂】「歩くまち」京都の推進のため今後も，渡月橋はじめ観光地等での「歩行者天国」実施の拡充や，密を避けて人が集まることができるよう歩道スペースなどのさらなる活用を進め，それにともなう新たな都市空間の創出を検討すること。
86. 東大路通歩道拡幅事業については，入洛客への配慮をしつつ，「東大路通歩行空間創出推進会議」の意見を踏まえて市民全体の利益となるよう再検討すること。
87. さらなる高齢化社会を見据え市営住宅の更新計画にあたっては特別養護老人ホームへの転用，新設を検討すること。
88. 【改訂】空き家対策について，特に管理不全状態の空き家に対する対応の迅速化と取り組みの拡大を行うこと。また，空き家の活用策についてもさらなる推進を行うこと。併せて，老朽化が進む分譲マンションの管理支援強化についても推進すること。
89. 市営駐車場について，稼働率や採算性のさらなる向上につながる事業形態の再検討を行うこと。
90. 風呂等の設備の古い市営住宅については一部土地の売却，賃貸による資金をもとに整理統合する再整備の手法を検討すること。また，長期的なヴィジョンを明示すること。
91. 市営住宅の管理・運営に関して，魅力的な団地運営を心掛け，さらなる実質入居率の向上を図ること。また改修費用が高額となっている整備困難部屋に関しては，他の用途への活用も含め検討すること。

92. 2050年CO2排出量正味ゼロに向け、住宅の省エネルギー化を推進していくこと。
93. ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた感染症に強いまちづくりの視点を考慮した施策を実行していくこと。



## < 建設局 >

94. 道路や橋梁，公園などの維持管理にかかる市民の将来負担について明らかにし，長寿命化については，実施計画に沿って着実に執行すること。
95. 【改訂】多発する豪雨災害に備え，国・府と連携し河川整備をより一層進め，安心安全を確保すること。また，白川に代表されるように大量の土砂が流下し堆積するケースについて，民間活力を活かしつつ定期的な川床掘削の手法を検討のこと。
96. 雨に強いまちづくりの推進に向けて，住宅地の水路・側溝などの整備強化や公園など公共施設の地下・地上を活用した一時貯留施設の整備を図ること。  
特に宅地化に伴い，用水路の雨水処理能力が足りていない地域の把握をおこない計画的に対策を行うこと。
97. 京都市が進める自転車普及施策のなか，ルールを知らない外国人観光客や子ども達へのより実効性のあるマナー・事故予防対策を引き続き講じること。また，自転車保険加入状況の現状把握をするとともに，必要な対策を講じること。
98. 都市公園の管理について，都市公園法等に定められた市と地域住民と専門家の三者による協議会が設置できる体制を速やかに構築させ，公園ごとの特性に合った運営にシフトできるようにすること。また，都市計画が決定されたにも関わらず長期にわたり未整備の都市公園について速やかにその整備を行うこと。
99. 梅小路公園を始めとする都市公園において，収益を見込める可能性を最大限検討し，公園単体の収入で公園運営を行うように努力すること。

## < 選挙管理委員会 >

100. 公正で投票しやすい選挙が執行できるように、事務体制及び以前に市内一部の行政区で実施された電子投票の再検証を含めた新たな投票方法の試験導入を目指すこと。  
そのためにも、他都市の事例を取り入れるなど常に改革改善を図り、真に投票率向上につながる取り組みを行うこと。初めて投票所に来た目線で、特に障がい者がスムーズに投票できるように投票所内の仕組みを再点検すること。また、新たな期日前投票所のあり方をさらに検討すること。
101. 新型コロナウイルス感染症対策の観点から、期日前投票所の増設など対策を講じること。

## < 人 事 委 員 会 >

102. 教育委員会と連携し，市立学校・幼稚園に対する事業場調査結果を反映した現況を，人事行政白書への記載を行いオープンにすること。

## < 消 防 局 >

103. 【改訂】消防団の器具庫などの更新にかかる費用に対して一部補助金を出す現行制度を改め、必要な設備・装備は原則100%公費支出とすること。また、共済加入などについても実務が煩雑にならないように検討し、報酬・手当制度の見直し後も不安なく団運営できる制度とすること。
104. 【改訂】京都市消防活動総合センターの運営について、消防学校運営だけでなく防災などにかかる運営全般について予算面での府市の負担のあり方をこれまで以上に協議すること。また、消防学校設置が義務である京都府へ、消防学校を人員も含めて移管するなど抜本的な見直しも合わせて検討すること。
105. 【改訂】消防団員の負担の軽減のため、不要不急の出動や訓練を抑制するとともに、日常活動への査閲の採点が団員に過重負担の原因にならないように引き続き適切な運営を行うこと。また、災害時の消防団出動態勢については、その趣旨を踏まえ文書にて各分団へ明確に通知を行うこと。
106. #7119について、開始以降の運用状況を精査し、より円滑な運用に努めること。

## < 交 通 局 >

107. 【改訂】新型コロナウイルス感染症の影響により，経営健全化団体となる高速鉄道事業において，経営悪化の原因を鑑み，国に対しこれまでにない救済措置の実現に向けて，より一層の要望活動を行うこと。また，経営健全化計画においては，単に運賃の値上げをすることとせず，運賃改定に至るまでのあらゆる方策を検討するとともに，市民に対しそのプロセスを分かりやすく公表すること。
108. 【改訂】地下鉄・市バスの事業形態について株式会社化も含め幅広く検討を行うこと。
109. 地下鉄事業における照明・空調・動力全般について環境にやさしい省エネ設備への切換えを早急に実施するとともに，安価な電力への切換え策を検討すること。また，市バスを含め環境にやさしい車両への転換をさらに進めること。
110. 割高な地下鉄通学定期運賃を「学生のまち・京都」にふさわしい水準まで引き下げること。
111. ICカードシステムを活用し，市バス一日乗車券・地下鉄一日乗車券相当の一日利用額上限サービスの検討を含め，関東圏に比べて遅れているICカードのメリットや利便性の向上を目指し関西圏の各事業者との協議を行うこと。
112. 【改訂】洛西地域や横大路地域など，市バスの均一運賃区間の拡大は引き続き検討を進めること。
113. 【改訂】地下鉄駅ホームにおける転落事故の早期根絶を目指し，経営状況が苦しい中においても，安全とコストのバランスを十分考慮した安全確保の方法について十分検討すること。

114. バス待ち環境の整備について、さらなる充実を進めるとともに広告付バス停上屋にかかる契約については、京都市が掲げた当初目標に向けて今後も事業者には設置を求めていくこと。
115. 市バス・地下鉄の運行本数の減便を行うにあたっては、観光客など利用客の増減傾向のほか、民間交通事業者の終電時間の繰上げや運行本数の見直し状況を精緻に分析した上で、その検討を行うこと。
116. 【改訂】現在の経営状況を鑑みると、より一層の営業外収益を追求しなければならない。「コトチカ」については乗降者数に捉われず、事業者の募集をすること。また、駅ナカビジネスや交通広告に加え、これまでになかった新たな営業外収益策の展開を図ること。
117. 【改訂】市内300箇所近く存在している危険なバス停のうち、特に早期に改善が必要な箇所については、迅速に改善を行うこと。

## < 上 下 水 道 局 >

118. 配水管更新率のさらなる向上を図ること。
119. 【改訂】民間活力を利用しつつ，さらなる未利用エネルギーや未利用資源の活用に取り組むこと。
120. 水道料金の口座振替とクレジットカード支払いのさらなる促進のため，口座振替などの新規申込者への特典制度を検討すること。
121. 【改訂】上下水道局所管の未利用地については，引き続き民間事業者などからの提案をもとに売却もしくは賃貸者契約によってその活用をできる限り早期に図ること。
122. 水道料金に対する支払い猶予の措置に関しては，利用実態に即して適宜，見直しを行うこと。
123. 浸水想定区域内に立地する浄水場など，水の安定供給には欠かせない施設の災害対策を順次進めていくこと。
124. 【改訂】府内水道事業との広域化や広域連携化も見据え，まずは人材育成やサービスに関する研修，料金徴収の方法など，共通化できるものから順次共通化を進めていけるよう府や周辺自治体と連携し，具体的な中身のある協議を京都市側から積極的に進めること。

## < 教 育 委 員 会 >

125. 通学路安全対策については、さらなる安全の確保に努め、万全を期すこと。
126. 高校入試における評定の配点比率が高いなか、中学校ごとに評定のつけ方に差が生じないことが求められる。については学習支援プログラムの評定への活用など中学校間での評定の付け方に差が出ない学校横断的な客観的指標の導入を行うこと。
127. 【改訂】学校施設のリニューアルについては、保護者・地域住民の意見にも十分に配慮しながら、過剰な設備とならぬように、本市の財政状況を丁寧に説明しながら進めること。
128. 指定管理者制度の活用も視野に入れた図書館サービスの向上を図ることで、市民満足度をさらに高めること。



## 行政区別要望

### < 北 区 >

129. 北図書館の駐車場の確保，少なくとも他行政区の図書館と同様におもいやり駐車場用のスペースの確保に取り組むこと。

## < 左 京 区 >

130. 【改訂】宝池公園は戦前より計画があるが未だに全面開園にいたっていない。従前より古都保存法による凍結保存が義務付けられ重要な古都の景観でもある一方で山林の荒廃による災害の危険性も高まり具体的な被害も発生している。ついては公園の全面開園と適切な山林整備を目指すとともに、未買収地については柔軟に先行取得を行うこと。  
また、事実上宅地化されている箇所については地元の意向をしっかりと踏まえつつ公園計画の線引きの見直しを検討すること。さらに、廃棄物置場として長年利用してきた未開園敷地については速やかに廃棄物を撤去し、開園すること。
131. 国際会館駅については岩倉の発展と学生の通学増加により、ロータリーでのバス待ちや送迎車による混雑が状態化している。ついては隣接の国際会館用地との一体的な駅前整備を行うべく国と協議を行うこと。
132. 【改訂】区役所付近のバス停の設置については、地元理解を進めつつ区役所前の敷地や道路の構造変更も含め検討すること。
133. 【改訂】左京区役所前の路上駐車を解消すべく区役所来訪者の駐車環境の改善を行うこと。また、区役所西側の民間所有の大規模空き地について住民の立場に立った開発となるように区役所としても十分注意を払うこと。」
134. 宝ヶ池トンネル北側三差路の安全確保のため国、府と協調の上で対策を行うこと。

## < 右 京 区 >

135. 区内地域中核拠点エリアである地下鉄太秦天神川駅内に、新たな賑わい創出の起爆剤として「コトチカ」の検討を行うこと。
136. 右京区を横断し、区民の大切な日常の足であり、観光客にも多く利用されている「嵐電」の各駅のバリアフリー化について、鉄道会社と協力のうえさらに着実に進めること。
137. 安井学区西側天神川について、橋梁の老朽化の改修・新たな避難経路の確保、また新たな柵の設置など住民の安心安全へのため河川管理者と連携し、できる限り不安を解消すること。
138. 右京区は、区画整理や都市計画整備の遅れ等から、市民一人当たりの公園面積が少ない。については、新たな公園整備が困難であれば現在ある公園の整備に予算の拡大をすること。また、都市計画道路整備についても、現状に即した整備計画に見直すべきところは見直すことも含め、推進すること。
139. 区内学校施設の多くが老朽化している。子どもたちの教育環境の向上はもちろんのこと、災害時の拠点としても重要な役割を果たす学校施設の整備をより一層進めること。

## < 伏見区 >

140. 【改訂】道幅が狭い墨染街道をはじめ、多くの箇所自動車等のスピードが速いなどで、児童の通学や地域住民の日々の生活において危険を感じる箇所がある。  
本市においては、京都府警及び地元自治会等としっかり連携し、特に危険な箇所の特定をして、児童や地域住民が安心して歩行出来る安全対策と環境整備を実行すること。
141. 【改訂】これまで取り組まれてきた向島まちづくりビジョンや、その他の地域主体の地域活性化の取組みについて、今後においても活動継続中の取組みや新たに取り組まれようとしている活動への様々な支援の形を検討していくこと。
142. 市営住宅の空室対策と住宅管理のあり方の改善についてさらに取り組むこと。
143. 【新規】伏見港の『みなとオアシス』の登録を契機に、伏見港境界をはじめ伏見区の賑わい創出及び発展に対して、地域としっかり連携して取り組むこと。